

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への 令和2年度就学援助制度のお知らせ

忠岡町教育委員会

忠岡町では、経済的理由で、公立小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学するのに必要な費用の一部を援助する「令和2年度義務教育就学援助制度」の申請を受付いたしました。この度、新型コロナウイルス感染症及び感染拡大防止要請の影響により主たる生計維持者が自己都合によらない失業により収入が著しく減少した世帯を今年度に限り支給対象といたしましたのでお知らせいたします。

1. 援助を受けられる方の範囲

新型コロナウイルス感染症及び感染拡大防止要請の影響により主たる生計維持者が自己都合によらない失業（解雇、倒産、廃業など）により収入が著しく減少した世帯

※主たる生計維持者とは、世帯の中で平成31（令和元）年中の所得が一番高い者をいう。

※令和2年度義務教育就学援助費を申請し、認定となった方は、再度申請をすることはできません。

（否認定となった方で、上記の要件に該当する方は、添付書類を添えて再度申請する必要があります。）

2. 申請受付期間・場所

教育みらい課（忠岡町役場4階）：7月1日(水)～7月31日(金)

（土・日・祝日を除く、午前9時00分～午後5時30分）

3. 申請の際に必要な書類等

申請書記載内容を確認しますので、申請の際は次のものを持参してください。

(1) 令和2年度義務教育就学援助費申請書（兼委任状）

（新型コロナウイルスによる家計急変世帯用）

(2) 印鑑（認め印）

(3) 各小中学校に届け出されている口座の通帳

(4) 離職票、雇用保険受給資格者証など（会社都合による失業がわかるもの）、廃業届（個人事業主の廃業が確認できるもの）

4. 支給の決定と支給方法

提出された申請書等に基づいて審査の上、認否を決定し、年3回（9月、12月、3月）に指定の口座に振り込みますが、学校への未納が生じた場合は、援助費を学校経由にて支給するなどの措置を取らせて頂く場合がありますのでご了承ください。なお、就学援助費を支給後、「1. 援助を受けられる方の範囲」に該当しないと判明したときは、就学援助費を返還していただくこととなりますのでご了承ください。

5. 問い合わせ先

忠岡町教育委員会教育みらい課

TEL 22-1122（内線253・258）